

特許業務法人浅村特許事務所

情報セキュリティ基本方針



セキュリティ対策自己宣言

特許業務法人 浅村特許事務所（以下、当所）は、当所の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、お客様ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき全所で情報セキュリティに取り組みます。

1. 経営者の責任

当所は、経営者主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. 所内体制の整備

当所は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を所内の正式な規則として定めます。

3. 所員の取組み

当所の所員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当所は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、お客様の期待に応えます。

5. 違反及び事故への対応

当所は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日:2021年6月8日

特許業務法人浅村特許事務所

代表社員 弁理士 金井 建